

秋田市告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年2月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人友遊 会	特別養護老 人ホーム飯 島	秋田市飯島道東 一丁目5番1号	令和4年1月31日	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護
医療法人 久幸会	ニコニコ介 護支援セン ター	秋田市下新城 野字琵琶沼124 番地1	令和4年1月31日	居宅介護支 援
合同会社 ケアサポ ート未来	ケアサポー ト未来	秋田市保戸野八 丁6番8号	令和4年1月31日	居宅介護支 援